

下線部 : 前回資料からの修正又は追加
見え消し : 前回資料から削除

日曹金属化学株式会社千葉工場分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価準備書に対する意見（論点整理）

赤 : 委員意見 青 : 市長意見 緑 : 複数者からの意見 黒 : 事務局意見

1 事業特性【答申前文】

日曹金属化学株式会社千葉工場では、昭和52年（1977年）の操業開始以来、石油精製会社等から発生する廃棄物（廃酸）を受け入れ、分解炉で焼却分解し、発生する亜硫酸ガスを利用して、各種硫酸及び関連製品を製造している。

既存の分解炉は設置から約30年が経過し、老朽化が進んでいることから、今回、廃熱回収ボイラーと併せて更新する。

新設する分解炉は、既存施設と同規模で、1日当たりの処理能力は141トンである。

~~工場から発生する排水は、全量が隣接する日本曹達株式会社千葉工場（以下「日本曹達」という。）へ委託処理されている。~~

~~日曹金属化学株式会社千葉工場は、日本曹達の関連企業であり、日本曹達が県及び市原市と締結している「環境の保全に関する協定」に基づき関係法令よりも厳しい排出基準等が適用されている。~~

【削除理由】

答申各論に直接関連しない参考情報のため、答申前文には採用しないこととして、削除。（方法書答申でも同様の対応）

2 地域特性【答申前文】

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、市原市臨海部の工業専用地域に位置し、周辺には火力発電所や製油所等が立地している。

事業区域及びその周辺では、光化学スモッグ注意報が多く発令され、大気環境の一層の改善が必要となっている。

事業区域の南東約1キロメートルには、住宅街やショッピングセンター等が立地しており、そこには保育所も存在していることから、大気質や悪臭等について生活環境への十分な配慮が必要である。

3 全般事項

事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な最新の技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避・低減に努めること。

[市・事]【答申】

4 事業計画

(1) 緑化計画について、現況及び施設更新後の計画を図示するなど明確にするとともに、その維持管理計画を記載すること。【指導】

(2) 廃酸に含まれる有害物質の受入基準について、準備書で示された基準は、特定有害産業廃棄物となる廃酸の基準と同値であり、特定有害産業廃棄物を処理する計画と齟齬があることから、受け入れる廃棄物と整合する受入基準を改めて示した上で、予測及び評価に適切に反映させること。【答申】

5 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法と結果

(1) 大気質

ア 建設機械の稼働に伴う粉じんについて、東側敷地境界における秋季及び冬季の予測結果が、比較した降下ばいじんに係る参考値（10トン/km²/月以下）を超過していることを踏まえ、環境保全措置を徹底し、粉じんの排出抑制に努めること。【答申】

イ 施設の稼働に伴う排出ガスについて、安定燃焼に向けた施設の維持管理を徹底するとともに、大気汚染物質の排出抑制に向けた対策を引き続き検討し、更なる環境負荷の低減に努めること。【答申】

ウ 表 7-2-1.29 に示す風向・風速の調査結果について、当該調査結果は対象事業実施区域の調査結果と相関がみられることをもって妥当性があるとしているが、相関がみられるとする根拠が不明なことから、その根拠を記載すること。【指導】

エ 施設の稼働に伴う排出ガスの短期高濃度予測について、バックグラウンド濃度に最大着地濃度の出現箇所に近い調査地点の濃度を採用するのではなく、調査を行った4地点の平均値を採用する妥当性を明らかにするとともに、必要に応じ、改めて予測、評価を行うこと。【答申】

(2) 騒音

ア 施設の稼働に伴う騒音について、予測結果は規制基準値以下になっているが、既存施設においては、稼働時に基準の超過が確認されていることを踏まえ、環境保全措置を徹底し、環境影響をできるだけ低減させること。[委・市]【答申】

イ 施設の稼働に伴う超低周波音について、20ヘルツから100ヘルツまでの低周波音の調査結果が併せて示されているが、予測及び評価に反映されておらず、調査目的が不明であることから、低周波音に係る調査の目的及び調査結果の取扱いを明らかにすること。【指導】

(3) 土壌

土壌汚染調査において環境基準値を超えるふっ素が検出されていることから、工事の実施に当たっては、土壌に含まれるふっ素及びその化合物が周辺の土壌や地下水へ拡散することがないように必要な措置を講ずること。【答申】

(4) 廃棄物

ア 既存の分解炉及び廃熱回収ボイラーの稼働停止に伴い発生する、配管の内部に残留する廃棄物の種類及び量について、参考として記載すること。【指導】

イ 施設の稼働に伴う廃棄物に係る環境保全措置に関し、廃棄物の有効利用及び適正処理の複数案の比較検討の過程を明らかにすること。【指導】

(5) 温室効果ガス等

ア 施設の稼働に伴う温室効果ガス等について、既存施設における温室効果ガスの排出状況を示し、施設更新による温室効果ガス排出抑制の効果を明らかにすること。【指導】

イ 省エネルギー設備の導入などにより、二酸化炭素の排出量をできる限り低減すること。【答申】

6 監視計画

調査の実施に当たっては、項目ごとの調査目的を踏まえて調査地点及び調査時期・時間帯を適切に設定すること。【答申】

7 その他

- (1) 環境保全措置の実施状況を住民等が把握できるよう、施工時及び供用時の環境監視の結果について、予測結果との比較を行い、積極的に公表するよう努めること。【答申】

- (2) 環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。【答申】